

令和5年度（下半期分）鎌倉市高齢者施設等物価高騰対応支援金 支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者施設等への事業継続に向けた支援として、鎌倉市高齢者施設等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援金の支給対象者等）

第2条 支援金の支給対象者は、別表に掲げる高齢者施設等のうち次の要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 鎌倉市内に所在するもの
 - (2) 令和6年1月1日以前に神奈川県又は鎌倉市の指定等を受けて、申請日時点で現に運営しているもの
 - (3) 事業者の事業計画上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの
- 2 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

（支援金額）

第3条 支援金の支給額は、別表の支給単価のとおりとする。

（支援金の申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、令和5年度（下半期分）鎌倉市高齢者施設等物価高騰対応支援金に係る支給申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（第1号様式別添1）
 - (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式別添2）
 - (3) 口座振込申出書（第1号様式別添3）
 - (4) 申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
 - (5) 令和5年10月サービス提供分以降、申請に係る施設・事業所の直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規

定する申請を一括して行うものとする。

- 3 第1項の申請は、e-kanagawa 電子申請システムを用いて行うものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合はこの限りでない。

(暴力団排除)

第5条 鎌倉市暴力団排除条例（平成24年1月1日）第8条の規定に基づき、第4条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 市長は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 市長は、支援金の支給を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給決定)

第6条 市長は、第4条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは令和5年度（下半期分）鎌倉市高齢者施設等物価高騰対応支援金支給決定通知書（第2号様式）により、支援金を支給しないと決定したときは、令和5年度（下半期分）鎌倉市高齢者施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告及び調査)

第7条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第8条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和5年度(下半期分)鎌倉市高齢者施設等物価高騰対応支援金支給決定取消通知書(第4号様式)により支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第9条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第10条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は市長)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第11条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第12条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)12月25日から施行する。

別表

区分	事業所・施設種別	支給単価
1	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	1事業所当たり 40,000円
2	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 110,000円
3	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護	1事業所当たり 60,000円
4	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護（地域密着型も含む）	令和6年1月1日 時点における定員 1人当たり18,000 円

備考

- 1 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。
- 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 4 介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。
 - (1) 令和4年1月から令和4年12月までの間における介護報酬受領額が100万円を超えるもの
 - (2) 令和5年1月サービス提供分を含む直近12か月における介護報酬受領額が100万円を超えるもの
 - (3) 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあつては、令和4年1月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに12を乗じて得た額が100万円を超えるもの
- 5 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。